



Title	第一報告 フランス刑事法における企業活動の規制
Author(s)	プラデル, ジャン
Citation	北大法学論集, 46(2), 78-94
Issue Date	1995-09-04
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15612
Type	bulletin (article)
File Information	46(2)_p78-94.pdf



[Instructions for use](#)

第一報告

フランス刑事法における企業活動の規制

ジャン・プラデル（ボワチエ大学）

白取 祐司 訳

本日、皆様にお会いできて、大変光栄に存じます。それでは、本日は、刑事法における企業活動の法的規制について、お話したいと思います。

この主題をお話するに際して大事なことは、まず概念を明らかにしておくことです。ここで問題になりますのは二つございまして、ひとつは「企業」とはなにか、それから、「刑事規制」とはどういうものか、という二つでございまして、

まず企業という言葉でございしますが、ちよつと驚かれるかも知れませんが、企業という言葉についての法的定義というのは、フランスの法律のどこを探してもございませぬ。しかし他方では、法律の文言の中で頻繁に「企業」、――フ

フランス語では「*entreprise*」と申しますが、——という言葉は、盛んに使われております。たとえば、一九八四年三月一日に公布された企業活動に対する規制及び和解的解決に関する法律がございますが、そのなかで用いられる企業という言葉が問題にされております。

法律が定義をしていない以上、それをするのは学説の役目だということになります。そこで学説はどのように定義をしたのかということですが、次のように言えると思います。「企業」は、富の製造・流通・分配・消費の領域における決定単位であります。実際には、企業というのは自然人によって代表される、そしてその自然人というのはその企業を経営・支配する人間でございます。

この企業の定義に続きまして、刑事規制 (*regulation repressive*) という問題に移りますが、この刑事規制というのは、要するに企業を支配する諸々の準則に刑事罰、刑事的な処分を伴う場合の規制方法のことを指し示すものでございます。そしてその場合に、誰に対して刑事的責任を問うものであるのか、それから、刑事責任を問うための要件はどのようなものであるかが問題となるわけです。

定義を終えたところで、直ちに次の困難に直面することになります。それは、刑事制裁をするといった場合に、次のような二つの考え方のいわば交差する点に立たなければなりません。まず一つ目は、およそ企業の不法行為を広く処罰するべきであるという考え方。もうひとつの考え方というのは逆に、多くの部分をむしろ刑法から外して、民事の損害賠償、あるいは懲戒処分、あるいは独立行政機関によって言い渡される半刑事的な制裁、刑事的色彩はもつけれども、純粹には行政的な、そういう制裁に委ねて、刑事罰は一步退くべきだという考え方。これら二つの考え方があります。

これからいたします私の今日のお話は、三つの部分から構成されることになります。第一部は犯罪、次に責任を負う者、責任者と訳しておきます。第三部はその手続でございます。

I 犯罪

まず、犯罪からでございますが、最初に取りかからなければいけないのは、犯罪のいわばカタログの問題であります。どのような犯罪があるのかという問題でございますが、この点についてフランス法を見ますと、あげられている犯罪数がきわめて多いということに気がつきます。何故かと申しますと、先ほど紹介しました二つの考え方のうち、フランスの立法者は、前者、すなわちなるべく刑法に依拠するという考え方を取っているからです。それは、フランスの立法者が、刑法的な対処に信頼をおいているからですが、もちろん非犯罪化に着手していることも、申し上げなければいけません。

A — 現行諸規定

最初に犯罪のカタログについてですが、現行法が規定している企業規制の法律を五つに分類いたしますと、次のようになります。一つ目が、会計に関する犯罪、二つ目が、広い意味での顧客に関する犯罪、三つ目が、企業そのものに対する犯罪、四つ目が、企業間の関係に関する犯罪、そして最後が、環境に関する犯罪です。その五つのカテゴリーを順に見ていききたいと思います。

一番目の会計に関する犯罪といたしましては、一八〇八年に遡る商法典九条に次のような規定があります。企業の貸借対照表の貸方と借方は別々に記載されなければならず、またその後の企業自体の資産とも分けて記載されなければならない、という規定であります。したがって、会社のプラス・マイナス、つまり収支は、明確なイメージをもつことができるように企業は書類を作らなければならないわけです。その結果、貸借対照表は、企業資産の正確な価値を明

瞭なかたちで提示しなければなりません。ただ、映画などのフィクションによって、帳簿のごまかしなどがよくなされるようなイメージをもつ人も多いかもしれません。

正確に言いますと、会計帳簿に関する不正に関しては、二つの犯罪が定められております。その第一は、会計帳簿の不存在ないし欠如の罪であります。これについては、一九八五年一月二五日法律一二七条に規定されておるのですが、破産の罪として処罰されることになりました。会計に関する帳簿を作らない者に対しては破産の罪として五年間の拘禁刑と罰金が併科されるということになっております。

会計帳簿に関する第二の犯罪の類型ですが、見かけは普通の会計帳簿が存在するのですが、犯罪を隠蔽している場合があります。それはどのような場合かといえますと、会社の資産を過小評価したり、過大評価したりということですが、すなわち不実の記載の問題ということですが、過小評価というのは税金を安くするために、会社が儲かっていないような形態を装う、それから過大評価というのは会社の信用をより高く得るために行なう不正です。

このような帳簿の不正記載というのは二つの犯罪を構成いたします。一つ目は刑法上の詐欺罪でありまして、新刑法典四四一の一条で三年の拘禁刑と三〇万フランの罰金刑が科せられます。いま最初に申し上げました刑法上の犯罪、詐欺罪と言いますのは、いわば普通法の犯罪なわけですが、二つ目のものはいわば企業に固有の法律の定める犯罪であります。それは、企業の企業活動の正確な実像を出資者に与えない、年間の会計帳簿を正確に提示しない罪という構成要件になっております。それについては、一九六一年七月二四日法律の四二五条および四三七条により、法定刑は五年の拘禁刑および二五〇万フランの罰金で処罰されるわけでありまして、普通法上の詐欺罪よりはかなり重い刑罰が定められております。

問題になるのは、この二つの犯罪を発見するのが大変難しいということでございます。そのために、会計監査役

(commissaires aux comptes) というものにおいて、会計についての不正を監督・調査させます。そして、会計監査役は毎年会計帳簿を調査し、不正を発見した場合には検察官に告発することになっております。

実務上どうなっておるかということですが、会計監査役が告発するというのはきわめて稀であります。何故かということ、実際に犯罪を見つけることが難しいということもありますが、犯罪を見つけても告発するのをためらう、告発したくないということもあります。実際に、企業が監査役に給料等を支払っているのに、告発を躊躇しがちなのです。

企業規制のための二つ目の犯罪類型は、顧客に関する犯罪なのですが、大きく二つの犯罪があります。その二つというのは、大変似たものなのですが、第一は虚偽広告の罪、第二は商法上の詐欺罪です。この二つの犯罪に対する刑罰というのは全く同じでございますが、いずれも二年の拘禁刑と二五万フランの罰金刑が併科されることになっております。もちろん類似していると言っても、それぞれの犯罪を構成する要素は異なります。

まず、第一の虚偽広告の罪（一九七三年二月二七日法律、今日、消費者法典に代えられた）ですが、この罪は四つの構成要件要素から成っています。最初の要素は、一定の情報の「引用」ないし「指示」などの情報提供の存在です。その方法には、書面、つまり文字に書いたものであっても、絵、マンガなどであっても、それから写真あるいは音であってもかまわないわけです。これが一つ目の要素です。二つ目の要素ですが、それはその情報が虚偽の要素を含むか、少なくとも誤解を導くような性質のものである、というものです。それらの虚偽と言うのは何に関するものでなければいけないのか、というのが三つ目の要素です。すなわち、そこで問題になる虚偽は、商品、サービスあるいはそれらのものが存在すること、その品質、材料あるいはそれらの分量、製造年月日、使用条件などに関わる虚偽でなければいけないというのが、三つ目の要素です。四つ目の要素は心理的要素です。この心理的要素については、広い意味での悪意は必要はなく、過失であっても十分であるとされています。

顧客に対する第二の罪である詐欺罪（一九〇五年八月一日法典、今日、消費者法典に代えられた）に入ります。この罪は、顧客に対して顧客が期待するところとは違ったものを提供するという行為を罰するものです。この罪につきましても四つの構成要素を区別することができます。一番目の要素は契約です。契約には売買、あるいは交換がありますが、場合によっては労働契約でもよい。ただし、その労働契約というのは、賃金の代わりに報酬を商品で支払う、現物で支払うという労働契約でなければなりません。二番目の要素というのは、不正確性ということであり、不正確性というのは中身、内容が実際と違うことですが、これには二つの形態があります。一つ目は虚偽、端的に言うところ「嘘をつく」ということ。これは積極的に虚偽の事実を言うことですが、二つ目は虚偽として、消極的に、言うべきことをあえて言わない、沈黙という形態があります。三番目の構成要素というのは、先程の虚偽広告というのと同じようなものなのですが、その不正確さが何に関するものなのかということでもあります。それは商品の要素に関するものでなければなりません。四番目の要素は心理的要素ですが、この場合には悪意「故意」が必要です。その商品に偽りの、不正確なものがあるということを知って行動することが必要なわけで、先程の犯罪と違ひまして、単なる不注意、過失では足りないのです。実は、フランスには今述べました犯罪に関して大変重大な事件がありました。数ヵ月前、今年の六月にやっと決着のついた事件なのですが、それはエイズに関する事件でございました。フランスには全国輸血センター（CNTS）という民間企業があります。その会社がエイズに冒された血液を販売したのです。そのために二〇〇人の死者がでたという事件が起こったのです。そして、この会社の責任者たちは訴追され有罪判決を受けたのですが、その中心人物、ガレット氏は、四年の拘禁刑を言い渡されました。法定刑二年の二倍になっておりますが、それは情状が悪いため加重事情があるということで、刑罰が倍になっているということとです。この事件は、非常に世間を騒がせた事件でして、その

判決のあとさらに、ガーレッタに対して今度は毒殺の罪の嫌疑で七月に訴追がなされ、現在審理中です。

三つ目の犯罪類型に入りたいと思いますが、これは企業そのものに関する犯罪です。企業そのものに関する犯罪には三つの型があります。

その第一の型は、どのようなものか。それは会社財産の濫用罪（一九六六年七月二四日法律四二五条及び四三七条）であります。その法定刑は、五年の拘禁刑および二五〇万フランの罰金刑の併科であります。どのような構成要件かと申しますと、会社の財産を会社の利益に反することを知りながら、個人的な目的あるいは他の会社、自分が関係している他の会社の利益のために濫用すること、これが構成要件であります。

古典的な例としましては、会社の責任者が会社の資産をこっそりと借りだして使って、あとで返したり返さなかったり、という形態があります。

第二の型は、会社の設立あるいは運営に関する犯罪でありまして、これには非常にたくさん種類がございます。いくつか例をあげますと、たとえば、会社設立の際に現物出資する場合に、その現物を本来の価値以上に大変高く評価してしまう犯罪、それから、株主に対して投票権の行使を妨げる犯罪、株主総会の通知を全ての株主に送らなかった、交付しなかったというような犯罪等、非常にたくさん種類があります。

第三の型は、租税犯罪です。とりわけ脱税、虚偽申告による脱税があるわけで、これは必ずしも法人に限らないわけですが、とくに企業の場合には重大な問題を惹起するというところで取り上げました。

四つ目の犯罪の類型というのは、企業間の関係に関する犯罪です。この分野における基礎的かつ重要な法規といたしましては、法律ではなくて、競争、価格の自由および競争に関する一九八六年一月一日オールドナンスがあります。この八六年オールドナンスは大きく二つの犯罪類型を含みます。競争制限行為を処罰する類型と、反競争行為を罰する犯罪

類型の二つです。

前者の類型、競争制限行為に関するものは、かなり種類が多いのですけれど、その例として次のようなものがあります。インボイス（送り状）を作らないこと、場合によりますけれども二〇日または三〇日以内に仲介業者に支払わないことは、それ自体犯罪になります。それから、商品を仕入値以下で売ること、転売価格を売る方で決めて、それを買い手に強制するというのも犯罪になります。また、価格の一覧表、あるいは売買の条件を全ての仲介者、仲買人に手渡さない、つまりある買い手には転売条件、一覧表を渡して、ある買い手には渡さないというようなことも同様です。これらの犯罪は、罰金のみで罰せられるのですが、罰金額は高く、五〇万フランに及ぶこともしばしばです。これらの行為を処罰する理念には、二つありまして、ひとつは、商品流通の自由、もうひとつが、その透明性ということであり、後者の類型は、反競争行為を処罰する場合です。これは八六年オールドナンス以前の、一九四五年オールドナンスまで遡るのですが、このオールドナンスでは、かなり幅広く処罰がなされていた。それに対して、八六年の改正によって、刑法で処罰する領域は、大幅に狭められたということが言えます。その八六年のオールドナンスで処罰される場合というのは、つぎの二つの場合だけになりました。その一は、不正な協定を結ぶということ、その二は、支配的な形で取引を強制するということです。ただし、それが処罰されるのは、行為者が、個人的な立場、あるいは支配的な立場で、このような取引・協定の構想、組織ないし実行に、故意をもって参加する場合です。この場合の法定刑なんです、四年間の拘禁刑及び四〇万フランの罰金刑が科せられます。

五つ目の類型は、環境に関する犯罪です。この環境に関する犯罪というのは、信じられないくらいたくさんある種類がございます。何に関する犯罪が多いかといいますと、廃棄物、設備に関する遵守事項違反の罪、それから公害に関するものがあります。これらに対する刑罰なんです、これは重罪刑というような重いものではありません。軽罪刑

及び違警罪刑という軽い刑が定められております。そのうち、公害に関する犯罪につきまして少しお話ししたいと思います。

公害に関する犯罪については、次の二つの種類の犯罪が重要であります。一つは大気汚染に関する犯罪、二つ目が水質汚染に関する犯罪でございます。まず、大気汚染に関する犯罪には数種類ありますが、そのうちの主な犯罪として、法律に定められた申告をせずに、開発あるいは工場等の設置を行ったり、あるいは法律が定める諸条件を満たさないうで、開発を行う罪があります（一九七七年九月二日デクレ）。この場合の罰金は、六〇〇フランでございます。次に、水質汚染に関する犯罪です。これは一つしかございません。一九六四年一月一六日法律なんですが、現在では農事法典に統合されております。それによると、流水の中に魚を害する可能性のある物質を流出させたときに犯罪が成立し、二年の拘禁刑が定められています。

B 十 合理化（非犯罪化の試み）

以上、たいへん大急ぎで犯罪のカタログにはどのようなものがあるかということを見てきたわけですが、それでは、このような多数の犯罪を前にして、いわば枝をそぎ落とすように、いかにして合理化して無駄を省こうとしているのかを見ていくことにしましょう。その一つの試みとして、最近問題となってきた非犯罪化の問題を取り上げたいと思います。

最初にも申し上げました非犯罪化の試みというのは、はじめ外国で行われるようになりました。それは例えばカナダにおいて、またイタリアにおいて行われました。

まずカナダでございますが、カナダでは法改正委員会が一九七七年に設置されまして、答申が出されました。「われ

らの刑法」という標題の下に出されたこの答申は、その後カナダ政府によって採用され、同政府は一九八二年に、ベールに非犯罪化を置いた新しい刑事政策のプログラムを発表いたしました。次に、イタリアですが、イタリアにおけるこの点に関する検討結果は、一九八三年一月二十九日の通達として出されました。その内容は、刑事制裁と行政制裁の選択に関するいわばガイドラインでありまして、そのような形で、非犯罪化の試みがなされております。

フランスではどうか。フランスの方は、今述べました外国の例よりは少し遅れて発達してきました。フランスで刑法典を準備する過程で、刑法の各論を研究するための「刑法見直し委員会」が作られました。この委員会のそのまた下に、一種の小委員会として「犯罪」明細目録委員会」と仮称されていた委員会がありました。そこで犯罪の明細、カタログを明らかにしようとしたのですが、同時に、非犯罪化のいろいろな規準をそこで検討することもいたしました。

その検討結果は、一九八六年九月に、最終的には司法省に提出され、そしてそれは、一九八九年にドキュメント・フランセーズ（政府刊行物協会）から出版されました。そのタイトルが、「刑罰法規の明細目録」というものでした。

その本にまとめられた委員会の提案というのは、残念ながら立法者には余り影響を与えませんでした。そこで提起された非犯罪化の二つの基準・指導理念をここで引用しておくことは有益なことに違いありません。その指導原理とは、一つは、司法原則であり、もう一つが補充原則です。

最初の非犯罪化の基準は、司法原則です。それは、さらに次のことを意味する。すなわち、犯罪として処罰するためには次の三つの指標がなければいけないということです。司法原則ということから、比例性原則も想起される点にも注意する必要があります。

そこで、三つの指標の一番目からお話いたしますが、第一は広い意味の故意、過失、すなわち心理的要素がなければいけないということです。

第二の指標は、刑事罰で保護すべき当該価値の類型にあたるかという問題であります。つまり、国内法または憲法で保護される価値、利益「法益」、あるいは批准された国際条約によって保護されている利益なのか、という問題です。

第三の指標は、損害です。損害の性質および程度などが問題になります。その損害の性質といった場合に、単なる利益侵害に対する脅威であったのか、非常に深刻な脅威だったのか、あるいは実際に侵害されたのか、といった侵害の性質の問題になります。その次は、程度ということになります。

以上の三つの指標を適用しまして現実には非犯罪化されたものがあります。一九八六年二月一日のオールドナンスによって、反競争行為は基本的に非犯罪化されましたが、これがその例です。ただし、真に詐欺的手段を用いた場合は、例外として処罰されるわけですが、それ以外は非犯罪化されて、公正取引委員会の勧告などの行政的な手段が取られるだけになりました。

二つ目の原則というのは、補充原則です。それは、刑罰を科すことが理論的には正当であったとしても、それが実際に有効か、意味があるかという点を検討しなければいけない、という原則です。

今申し上げましたように、補充性の原則から刑罰は有効な場合にのみ科されなければならぬわけですが、それはさらに実際に、実効的かつ効果的でなければいけません。最初の実効的というのは、実際に制裁が適用されなければいけない。それから、効果的というのは、その制裁が現実の抑止力をもつことが必要だということでもあります。

企業刑法というのは、実はあまり実効的ではないわけでありです。その理由は二つあります。一つには、犯罪行為が非常に複合的・連続的に起こって刑法をあてはめて対処するのが困難だということがあります。それからもう一つは、経済人、あるいは経済の分野にたずさわっている人たちが、司法に関わることに對して強い不安感をもつということが挙げられます。この点では、非刑事的手段の方が実効的といえましょう。

II 責任を負う者

第二の大きな問題は、刑事責任を負う者についてです。企業法におきましては、責任者というのはかなり広く理解されております。それは、単なる犯罪行為の行為者だけでなく、企業の利用者、責任者も処罰されます。さらには一九九四年以降、法人それ自体も行為者として処罰されることになりました。

従いまして、現在では、その企業の責任者個人と法人そのものと両方に刑事罰を及ぼすことができるようになったわけです。

A ー 経営者

まず使用者、経営者ないしパトロンについてです。経営者が責任を負う場合の話ですが、原則として、刑法では自分の個人的な行為についてしか、処罰されないわけでありまして、この個人責任の原則は、刑法典一一一の一条に明文で定められています。しかし例外として、一定の場合には処罰される。ただし、企業の責任者が責任を負うという例外は、二つの条件を満たさなければなりません（これらの条件というのは一見すると先程の個人責任の原則に反するように見えますが）。

最初の条件は、その犯罪が適法な企業活動の範囲内で行われたことです。そうでなければ、その具体的な担当者によって犯された犯罪が、経営者の責任を導くことにはないわけでありまして、法の規制に従った企業でなければならぬ、ということになります。しかし、その法の規制には、色々のバリエーションがあるわけでありまして、まず、その企業に固有の規制がありまして、例えば家を破壊することを専門にした会社はかなり危険なことをするわけですから、特別な

規制というものに服しているわけです。運輸に関する会社は、もちろん固有の規制に服しております。それと同時に、より一般的な、たとえば労働法のような一般的な法の規制に服した企業でなければ、ここでの問題にはなりません。

二つ目の条件になりますが、それは処罰される犯罪が、担当者自身に特定の犯罪が成立するということが必要であります。その担当者が、具体的な犯罪行為者として帰責される場合でなければなりません。例えば、過失の場合でいうと、とりわけ安全や衛生などについて落ち度がある場合、また公害をだす場合について、積極的な行為があることなどです。このような、経営者がその使用者の行為によって責任を負うというのは、実は個人責任の原則の例外ではありません。それは次のような理由によります。すなわち、その経営者は、使用者ないし担当者を監視・監督しなかつたという過失がある、その点に使用者の責任を負わせる根拠を求めることができる、という理由です。

被用者が故意になにか犯罪を行った場合には、経営者の刑事責任を問えないというのも、以上のことから説明できるわけであります。つまり、そのような場合には経営者は、経営者自身の監督責任を負ういわれはないからであります。そして、この原則は国家によって厳格なものとなされまして、もし経営者が、例えば会社が非常に大きなために、監督責任を全うできないと考えた場合は、その監督の機能を誰か代理の者に委ねることが必要になります。その場合の代理人には、監督のための資格、技術的能力が必要なわけですが、そのようなわけで、判例は、一九〇二年の判決で「代理」という概念を作りました。ただし、この場合に、それを根拠付ける法律上の条文というのは、一つもありませんでした。

この「代理」のおかげで、経営者への責任追及がそこでストップしまして、委ねられた監督技術をもった代理人の刑事責任は問われても、その上のいわゆる本来の経営者は、責任をまぬがれることができるということになったわけです。

B — 法人

経営者が責任を負うという考え方がさらに発展しまして、その経営者が、例えば法人である場合でも、その法人が経営者として処罰されるといふところに議論は進んでいくわけです。現実に、一九九四年三月一日に施行されました新刑法典は、法人に刑事責任を認めるにいたりました。もともと、新しい刑法典が法人処罰をするといった場合に、企業に限定しているわけではなく、他の各種協会、組合、あるいは地方自治体等を含め、法人であるかぎり処罰の対象となるわけですが、実際問題として立法者が意図したのは、主要には企業の処罰だったのです。それが証拠に、一九七八年の第一次刑法改正草案のなかでは、立案者は、財政・経済の組織体、要するに私企業のことですが、この私企業しか処罰の対象と考えていなかったのです。この度のシンポジウムで、企業に対する規制の問題に関して特に私が法人処罰の問題をお話ししたいと思うのは、以上のような理由にもとづくわけです。

そのようなものとして、法人処罰は位置付けられるのですが、ここで話ししたいことが、二つあります。まず、企業についてどのような犯罪が成立するのかという問題、次に、企業に刑事責任を帰するために、どのような条件が必要なのかという問題です。

まず、どのような犯罪が成立するかということですが、刑法典の立法者が選び得る選択肢として、二つ考えられます。一つは、すべての罪について法人が処罰される、と総則で規定する方法。二つ目は、特に個々の罪について、法人が処罰される場合を定めるといふ方法があります。現行法では、二つ目の方法が採られました。例えば、不正競争禁止規定違反の事犯などで、同法規に違反したような場合について、その会社の経営者と同様に、法人も処罰されることになっています（前出の一九八六年オールドナンス一七一一条）。

二つめは、企業自体が処罰されるのは、どのような条件を満たした場合なのか、ということですが。それは次の二つの

条件を満たす必要がある。

第一の条件ですが、それは、その犯罪が自然人によって犯されることです。その自然人は、当該法人企業の機関、あるいはその代表者ないし代理人として犯罪を犯すということです。その機関あるいは代表者というのは、その企業を担う責任者、あるいは取締役のような立場の者がこれにあたります。ただ、気をつけなければならないのは、機関ないし代表者は、企業を指揮する高い地位にあることが必要であつて、単なる使用人、例えば秘書であるとか、ちよつとした仕事を担当するだけの社員であつては、企業の経営に関わつていといえないので、この条件に当てはまらないのです。要するに法人そのものと、それから経営者個人の両方に犯罪が成立することになつたわけですので、同時あるいは併行して訴追することも、今後は可能になりました。

第二の条件であります。それは、その犯罪が、当該企業の計算において、あるいは利益において、少なくとも企業の利益になることを期待してなされなければならない、ということです。

Ⅲ 手続

以上で、第二部の責任を終えまして、最後に手続について少しお話ししたいと思います。第三部は簡潔に済ませたいと思います。というのは、手続に関してはほぼ一般原則通りであります。特にお話しする特別なことは、それほどないからであります。それでも、二つの点だけは特別な問題としてお話ししなければいけません。その一つ目は、特別の機関の存在、二つ目が公訴権に関する特別な問題であります。

A — 特別の機関

まず、手続を担当する三つの特別な機関についてお話しいたします。

その第一は、特別警察官の一種で、古典的なものとしては、不正競争及び詐欺監視局があります。この部局には、九〇〇名もの特別警察官がいます。

第二にお話ししたいのは、特別裁判所であります。この特別裁判所というのは一九七五年法律にもとづくものなんです。これは九四年二月一日法律によって改正されました。この機関が作られた趣旨というのは次のようなものです。経済事犯というのは、事件を明らかにすることがきわめて困難だということがありますので、特別の予審判事、特別の裁判所に委ねよう、というものです。そこで、立法者は、この特別の裁判所にどのような犯罪が係属するかという点につき、一定の経済犯罪のリストを作りました。さらに、その事件が非常に複雑な場合に、その企業が絡む事件は、デクレで定められた特別の裁判所あるいは特別の裁判官に委ねられることになりました。そこで、審議がなされ、判決までその裁判所で行われる。その特別な裁判所は、控訴院、全国で三〇ほどあるのですが、その各控訴院の中に一つずつ設けられています。

第三の機関は、AAIと略称される独立行政機関です。この独立行政機関には、色々なものがあって、必ずしも企業に関するものではないんですが、一つ、企業に関する非常に重要な機関がございます。それが、不正競争の防止に関する、公正取引委員会です。この行政委員会は、パリにあります。半刑事罰的な罰金刑を言い渡すのみならず、同時に勧告を行うことができます。

「半」刑事罰的というのは、主観的な故意、過失を要し、弁護士の存在など刑事的な手続保障があるというところからとも言えます。

B — 公訴権

二つ目の特殊性の問題として、公訴権の問題があります。これについても簡単に申し上げたいと思います。

租税犯罪の問題については、手続が変わっておりまして、フィスク、すなわち国税庁が公訴権を行使いたします。より正確にいいますと、租税犯罪委員会というのがございまして、国税庁は租税犯罪委員会に手続を委ね、この租税犯罪委員会が、いわば検察官に告訴します。検察官はその委員会の手続を受理したら必ず訴追しなければならない。そういう形で公訴についての特例が定められているわけです。

通常は、検察官には訴追に関する裁量権限が、日本と同じようにあるわけですが、特にこの場合には、技術的な事件を扱うという点から、その裁量権が奪われていると説明されます。

公訴権に関する特別な問題として、他に公訴時効の問題があります。時効の起算点なんです、通常の犯罪であれば、時効の起算点というのは犯罪のその時点からスタートするわけです。ところが、会社犯罪、会社の財産の濫用ないし横領などの場合、それが発見されたときから時効が始まる。あるいは、発見され得た場合、その日から時効が始まる、という特例が設けられております。このような準則、要するに時効の起算点が後にずれるというのは、法律ではなくて、破棄院の判例によって認められたものです。何故こういうような新しい原則が判例で認められたのかということですが、れども、経済事犯を告発すべき会計監査役が事件を発見するのは、たいてい、そういう横領行為などがあつてから四、五年経った後なんです。ところが、フランスでは、軽罪の公訴時効というのは三年で完成するということですから、それを補うために、こういう判例法がでてきたのです。

以上で私の講演を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。